

医療廃棄物

①産業廃棄物【事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める20種類】

※荒尾市では処分できません。

②事業系一般廃棄物【産業廃棄物以外の事業廃棄物】

※荒尾市で処分します。

感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）

◆形状で判断

- 血液（外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤含む）や血清、血漿、体液など
- 病理廃棄物（皮膚や組織、臓器など）
- 病理微生物に関連した試験や検査に使用されたもの（実験動物の死体、試験管、シャーレなど）
- 血液が付着している鋭利なもの（注射針、メス等、未使用であっても対象）

◆排出場所での判断

- 感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

◆感染症の種類で判断

- 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査に使用された後、排出されたもの

- 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材等

特別管理産業廃棄物収集運搬・処分業者へ

非感染性廃棄物（特別管理一般廃棄物含む）

左記、感染性廃棄物に該当しないすべての産業廃棄物は非感染性廃棄物

（例）

- ガラスの空瓶やゴム製チューブ
- 中身の入った薬品など
- 廃カルテ等の機密書類やレントゲンフィルム、レントゲン定着液など
- 遠心分離機や自動分析装置、小型の滅菌機、透析機器などの医療機器類など
- OA機器類（モニター、キーボードなど）

種類によって産業廃棄物収集運搬・処分業者もしくは一般廃棄物収集運搬・処分業者へ

不燃ごみ

◆直接、医療行為として使用しない（しなかった）不燃物

- 事務用品として使用したハサミやカッター、ホッチキスなど
- 従業員が飲食用に使用した包丁、ナイフ、陶磁器類、ポットなど
- 蛍光灯や電球、電池など
※金山最終処分場へ自己搬入

許可業者か自己搬入
※施設が収集路線上的場合、1~2袋など少量の場合は路線収集も可

可燃ごみ

◆直接、医療行為として使用しない（しなかった）可燃物

- 紙くず、木くず類、おむつ、使い捨て製品の外箱
- 雑厨芥物
- 未使用の注射器を覆ってあったキャップ、ビニールなど
- 未使用の点滴パックを覆ってあったビニールや薬を覆ってあったビニールなど
- 未使用のガーゼなど
※ただし、ガーゼやおむつなど血液等が付着している場合は専門の業者へ

許可業者か自己搬入
※施設が収集路線上的場合、1~2袋など少量の場合は路線収集も可

適切な分別をお願いします